

[事案 16-16] 入院給付金請求

- ・平成 16 年 11 月 18 日 裁定受理
- ・平成 17 年 7 月 8 日 和解成立

< 申立人の主張 >

契約の解約を前提にした入院給付金の支払には応じられない。腰椎椎間板症にて入院したが、1 回目は支払われたにも拘わらず今回入院中の外泊をもって入院の必要性がないとして支払われなかった給付金全額の支払を求める。入院の必要性ならびに外泊（葬儀・入浴）は医師の判断により認められたものである。

< 保険会社側の主張 >

入院給付金請求分の支払には応じられない。本件は信頼関係が破壊状態にあると考え契約の解約を前提に外泊分を控除した給付金を支払うとする和解案を提示していたものである。確認時、申立人によると外泊は 1 回のみと答えているが、医師の証明によると入院 124 日間のうち外泊が 20 日あり、入院して 1 ヶ月以内に 6 日間連日で外泊をしている。これは入院の必要性が極めて薄いと判断され、「常に医師の管理下において治療に専念する」という約款所定の「入院」には該当せず、治療内容をみても通院による治療が可能であったと判断される。

< 裁定の概要 >

裁定審査会はすでに一度保険会社から申立人に和解案が提示されていることも念頭に審理を進め、保険会社との意見交換を行った。その後保険会社からはこれまでの経緯を考慮して解決に向け、「契約解約もしくは入院関係特約解約の合意に至るのであれば今回請求分(外泊分は控除)の支払には応じる」との新たな和解案の提示がされた。これを受け、裁定審査会は申立人に保険会社の和解案の連絡を行うとともに、不承諾の場合は「葬儀へ出席するために利用した交通手段を選んだ理由等」の回答ならびに主治医への質問項目を提示したが、申立人からは「和解には応じられない、主治医には質問事項を提示しない。特約部分のみの解約であれば和解できる」との回答であった。保険会社からは再度「契約解約の合意であれば今回請求分は全額支払う」との和解案が示され、一旦は申立人からは否定されたが、外泊分の取扱は裁定審査会の判断に委ね和解に応じたいとの申出に接した。

裁定審査会は一定の外泊分を控除した入院給付金の支払を支払うことの和解契約書を作成し、当事者双方の合意、調印をもって円満に解決した。